

第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会

SAGA2023伊万里市実行委員会
第2回総会(書面開催)

議案書

**SAGA
2024**

国スポ・全障スポ
新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

令和2年10月20日(火)

S A G A 2 0 2 3 伊万里実行委員会第2回総会（書面開催）

次第

1 審議事項

第1号議案 佐賀県での国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の
2024年（令和6年）開催決定に伴う伊万里市実行委員会会則
等の改正について（案） ······ P 1

【参考資料】

S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会会則 ······ P 5
総会から常任委員会への委任事項 ······ P 9
S A G A 2 0 2 4 伊万里市開催基本方針 ······ P 10

【第1号議案】

佐賀県での国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の2024年（令和6年）の開催決定の伴う伊万里市実行委員会会則等の改正について（案）

1 改正理由

令和2年9月25日（金）に公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及びスポーツ庁の3者において、佐賀県での国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の2024年（令和6年）の開催が決定され、県において、開催年度の変更及び愛称変更がなされたため、それに伴い本市実行委員会会則等を改正する。

併せて、実行委員会会則に総会の書面開催の規定を明記していなかったため、新設する。

2 会則等の改正

- ・2024年の開催決定及び愛称変更に伴う改正
- ・総会の書面開催の規定を明記

（改正内容）

- ・「SAGA 2023伊万里市実行委員会」⇒「SAGA 2024伊万里市実行委員会」に変更
- ・会則第11条第8項の新設及び第12条第8項の改正

（改正規定等）

- ・会則
- ・常任委員会への委任事項について

3 改正（案）について

- ・新旧対照表のとおり 会則改正（案）・・・P 2～3
委任事項（案）・・・P 4

4 開催基本方針について

第1回総会において、第1号議案で承認いただいた「SAGA 2023伊万里市開催基本方針」については、「SAGA 2024伊万里市開催基本方針」と置き換えます。

会則の改正（案）について

改正後	現行
<u>SAGA2024伊万里市実行委員会会則（案）</u>	<u>SAGA2023伊万里市実行委員会会則</u>
令和2年（2020年）8月6日 実行委員会設立総会決定 <u>令和2年（2020年）10月 日</u> <u>第2回総会一部改正</u>	令和2年（2020年）8月6日 実行委員会設立総会決定
(名称)	(名称)
第1条 本会は、 <u>SAGA2024伊万里市実行委員会</u> （以下「実行委員会」という。）と称する。	第1条 本会は、 <u>SAGA2023伊万里市実行委員会</u> （以下「実行委員会」という。）と称する。
第2条～第10条 (略)	第2条～第10条 (略)
(総会)	(総会)
第11条 (略) 2～7 (略)	第11条 (略) 2～7 (略)
<u>8 第5項の規定に関わらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。</u>	(新設)

改正後	現行
(常任委員会)	(常任委員会)
第12条 (略)	第12条 (略)
2~7 (略)	2~7 (略)
8 前条 <u>第5項、第6項及び第8項の規定</u> は、常任委員会について準用する。	8 前条 <u>第5項及び第6項の規定</u> は、常任委員会について準用する。
9~10 (略)	9~10 (略)
第13条~第20条 (略)	第13条~第20条 (略)
附 則	附 則
この会則は、令和2年8月6日から施行する。	この会則は、令和2年8月6日から施行する。
<u>附 則</u>	
<u>この会則は、令和2年10月 日から施行する。</u>	

伊万里市実行委員会常任委員会への委任事項（案）

改正案	現行
<u>S A G A 2 0 2 4</u> 伊万里市実行委員会 常任委員会への委任事項（案）	<u>S A G A 2 0 2 3</u> 伊万里市実行委員会 常任委員会への委任事項
令和2年（2020年）8月6日 第 1 回 総 会 決 定	令和2年（2020年）8月6日 第 1 回 総 会 決 定
<u>令和2年（2020年）10月 日</u> <u>第 2 回 総 会 一 部 改 正</u>	
<u>S A G A 2 0 2 4</u> 伊万里市実行委員会会則第11条第4項第5号に基づく 総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。	<u>S A G A 2 0 2 3</u> 伊万里市実行委員会会則第11条第4項第5号に基づく 総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。
1～6 （略）	1～6 （略）

【参考資料】

S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会会則（案）

(名称)

第1条 本会は、S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会において、伊万里市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚及び地域の振興に関すること。
- (7) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 伊万里市を代表する者
- (2) 伊万里市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、伊万里市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、及び議決することができない。

ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合においては、当該委員は、出席したものとみなす。

- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 第5項の規定に関わらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕のない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議しその結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議しその結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(会長の専決)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないとき、又は総会等の権限に属する事項で轻易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、伊万里市に帰属するものとする。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和2年8月6日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年 月 日から施行する。

【参考資料】

S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会常任委員会への委任事項（案）

S A G A 2 0 2 4 伊万里市実行委員会会則第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 競技会の開催に係る総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び市民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

【参考資料】

S A G A 2 0 2 4 伊万里市開催基本方針（案）

1 基本方針

伊万里市において開催される第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会は、国民体育大会から国民スポーツ大会へ名称が変更になる記念すべき大会であり、市民と行政が互いに支えあい、関わるすべての人々の記憶に残る、伊万里の魅力あふれる大会として開催します。

また、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会を契機に、市民のスポーツに対する関心を高め、気軽にスポーツに親しむことができる環境をつくることで、地域の活力を育み、本市が目指す「人がいきいきと活躍する 幸せ実感のまち 伊万里」の実現を目指します。

2 実施目標

(1) 市民協働を図る大会

“する”、“育てる”、“観る”、“支える”といったそれぞれのスタイルで誰もがスポーツを楽しむ文化の拡大を図り、市民・企業・団体・行政など多様な主体の知恵と工夫を集結させ、大会成功に向けて万全を期するとともに、市民が喜びと感動を分かち合い、記憶にも心にも残る大会を目指します。

(2) 簡素・効率化を推進する大会

開催にあたって、近年の経済状態や国民スポーツ大会改革の趣旨等を踏まえ、市内の既存施設の有効活用、開催経費の削減に努め、知恵や創意工夫を凝らした、簡素・効率化を推進する大会を目指します。

(3) 地域スポーツと活力あるまちづくりを推進する大会

大会開催を契機に、市民のスポーツに対する関心を高め、スポーツ参画人口の拡大と各種目の競技力向上を図るとともに、地域スポーツへの参加を推進することで、年齢や体力に応じたスポーツに親しみ、地域の活力を育む環境づくりに努めます。

(4) 伊万里の魅力を全国に発信する大会

全国から伊万里を訪れる方々を温かく迎え、心のこもったおもてなしをするとともに、伊万里の恵まれた自然や歴史・産業・文化など、本市の誇れる多彩な魅力を余すことなく全国に発信できる大会を目指します。